

やまぐち移住就業マッチングサイト の申請について



山口県産業労働部労働政策課

手続きの流れ

- 1 山口県のホームページへアクセス
- 2 山口県のホームページ記載の添付書類を
メールにて提出またはホームページ上にて
電子申請
- 3 提出書類精査後、1週間程度でマッチング
サイトに掲載

■山口県のホームページへアクセス

まず、山口県のホームページに入ります！

検索ワード：山口 対象法人 移住



The screenshot shows a Google search interface. The search bar at the top contains the text '山口 対象法人 移住'. Below the search bar, there are tabs for 'すべて' (All), 'ニュース' (News), '画像' (Images), 'ショッピング' (Shopping), '動画' (Videos), 'ショート動画' (Short videos), '地図' (Maps), and 'もっと見る' (More). The first search result is highlighted with a red border. It features the Yamaguchi Prefecture logo and the title '山口県' (Yamaguchi Prefecture). The URL is 'https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki'. The main text of the result is '移住支援金の支給対象法人を募集しています！ - 山口県' (We are recruiting eligible corporations for the relocation support fund! - Yamaguchi Prefecture). Below this, there is a summary: '2025/04/01 — 4 移住支援金の対象者の主な要件・2人以上の世帯の場合・・・最大100万円 18歳未満の者一人につき最大100万円を加算・単身世帯の場合・・・最大60万円 ...'. The second search result is from 'やまぐち移住就業マッチングサイト' (Yamaguchi Relocation Employment Matching Site) with the URL 'https://yamaguchi-matching.com'. The title is 'やまぐち移住就業マッチングサイト' (Yamaguchi Relocation Employment Matching Site). The summary states: '山口県が運営する「やまぐち移住就業マッチングサイト」は、大都市圏からの移住就業に興味がある方向けの求人情報サイトです。移住就業支援金事業の条件を満たした法人 ...'.

山口 対象法人 移住

すべて ニュース 画像 ショッピング 動画 ショート動画 地図 もっと見る ツール

山口県
https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki
移住支援金の支給対象法人を募集しています！ - 山口県
2025/04/01 — 4 移住支援金の対象者の主な要件・2人以上の世帯の場合・・・最大100万円 18歳未満の者一人につき最大100万円を加算・単身世帯の場合・・・最大60万円 ...

やまぐち移住就業マッチングサイト
https://yamaguchi-matching.com
やまぐち移住就業マッチングサイト
山口県が運営する「やまぐち移住就業マッチングサイト」は、大都市圏からの移住就業に興味がある方向けの求人情報サイトです。移住就業支援金事業の条件を満たした法人 ...

こちらをクリック

■山口県のホームページへアクセス

下記のページに接続！

山口県
YAMAGUCHI PREFECTURE

[↓ 本文へ](#) [Other Languages](#) [文字サイズ・背景色変更](#) [★ お気に入り](#)

防災・災害情報

[トップページ](#) [くらし・環境](#) [健康・福祉](#) [教育・文化・スポーツ](#) [しごと・産業・観光](#) [まちづくり](#) [県政情報](#)

[検索](#) [🔍 検索の仕方](#) [🔍 組織で探す](#) [🔍 サイトマップで探す](#)

ページ番号検索 ▼

[現在地](#) [トップページ](#) > [組織で探す](#) > [産業労働部](#) > [労働政策課](#) > 移住支援金の支給対象法人を募集しています！

[見あと](#) 移住支援金の支給対象法人を募集しています！ ✕

移住支援金の支給対象法人を募集しています！

ページ番号：0021178 更新日：2025年4月1日更新
[印刷ページ表示](#)

山口県では、大都市圏からのUjiターンの促進及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的に、大都市圏から山口県内に移住し、山口県が「移住支援金の支給対象として登録した法人等」に就業した方に対し、移住支援金を支給する事業を実施しています。
現在、当事業に係る登録を希望する法人等の募集をしていますので、ぜひご登録ください！

1 募集開始

令和元年5月7日（火曜日）～ 随時受付中！

 このページを見ている人は
こんなページも見えています

[🔍 大都市圏から山口へ！移住就業された方へ移住支援金を支給します！](#)

[🔍 見つからないときは](#)

[🗨️ よくある質問](#)

山口県のホームページにて手続きを行います。
このページでは、登録に関する要件や手続き等を記載しています。

登録対象法人の要件

マッチングサイトに登録できる法人の要件を確認！

2 移住支援金対象法人の要件

以下の全てを満たす法人が対象となります。

1. 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
2. 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市長長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。
3. 次に掲げる事項のいずれかに該当するみなし大企業でないこと。（ただし、上記2の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない）
 - a 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金 10億円未満の法人
 - b 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - c 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
4. 本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（山口県内を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）でないこと。
5. 雇用保険の適用事業主であること。
6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
7. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。等
8. 「やまぐち未来維新プラン」で設定している20の維新プロジェクトと72の重点施策推進に資する法人であること。

※こちらを参考にしてください → [やまぐち未来維新プラン（概要版）（PDF：12.94MB）](#)

【例】インターンシップの受入れを行っている企業

(16)成長を支える産業人材の確保・育成 など

【例】子育て応援企業、イクメン応援企業に登録している企業

(36)妊娠・出産・子どもの健やかな成長のための支援の充実 (40)女性の「働きたい」を応援する取組の強化 など

※1 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の対象地域を有する市町村のうち政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村

2 移住支援金対象求人の要件

法人様がマッチングサイトに登録できる要件を記載していますので、内容を確認してください。

やまぐち未来維新プラン（概要版）をご確認ください。

※申請の際、該当する項目を選択していただきます。（12ページ参照）

■移住支援金の要件

移住支援金の受給要件を確認！

3 対象求人の要件



<外部リンク>

以下の要件を満たす求人が対象となります。

- ・ 週20時間以上の無期雇用契約の求人
- ・ 勤務地が山口県内にあること

4 移住支援金の対象者の主な要件

すべてに該当する方が対象となります。

【移住元】

- ・ 以下のいずれかに該当する方
 1. 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していたこと、かつ、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は通勤していたこと
 2. 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県に在住し、かつ、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県に在住していたこと（上記1に該当する者を除く）

【移住先】

- ・ 令和元年8月7日以降に、山口県内に移住された方
- ・ 支援金の申請が転入後1年以内であること（令和5年6月22日以前に転入された方は転入後3か月以上1年以内）
- ・ 申請後5年以上継続して移住市町に居住する意思があること 等

3 対象求人の要件

移住支援金の対象となる求人の要件を記載しています。

4 移住支援金の対象者の主な要件

移住支援金の対象者の要件を記載しています。

申請の手続き

5 申請方法

電子申請の場合

こちら（電子申請サービスへのリンク）＜外部リンク＞にアクセスし、必要事項を入力後申請

【添付書類】

- 就業場所登録書（必要な場合）

紙媒体での申請の場合

以下の様式に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、山口しごとセンターへ提出

【添付書類】

- 就業場所登録書
- ハローワークに登録している求人票（やまぐち移住就業マッチングサイトに掲載を希望する求人がハローワークに登録している求人と同内容の場合）

【様式】

-  【様式】 マッチング支援事業に係る対象法人登録申請書（Excel：60KB）
-  【様式】 就業場所登録書（Excel：166KB）

※『就業場所登録書』は『登録申請書』と一緒に提出してください。

↓↓↓ 提出先 ↓↓↓

山口しごとセンター

住所：山口市小郡令和1-1-1 Kddi維新ホール 3F

Tel：083-976-1145

Fax：083-972-3880

E-Mail ijushien@joby.jp

5 申請方法

申請方法を確認してください。「電子申請」または「紙媒体」での提出となります。

■電子申請

電子申請の場合

5 申請方法

電子申請の場合

[こちら（電子申請サービスへのリンク）](#)

【添付書類】

- 就業場所登録書（必要な場合）

紙媒体での申請の場合

以下の様式に必要な事項を記入のうえ、必要書類を添付し、山口しごとセンターへ提出

【添付書類】

- 就業場所登録書
- ハローワークに登録している求人票（やまぐち移住就業マッチングサイトに掲載を希望する求人がハローワークに登録している求人と同内容の場合）

【様式】

-  【様式】 マッチング支援事業に係る対象法人登録申請書（Excel：60KB）
-  【様式】 就業場所登録書（Excel：166KB）

※『就業場所登録書』は『登録申請書』と一緒に提出してください。

↓↓↓ 提出先 ↓↓↓

山口しごとセンター

住所：山口市小郡令和1-1-1 Kddi維新ホール 3F

Tel：083-976-1145

Fax：083-972-3880

E-Mail ijushien@joby.jp

電子申請の場合はこちらをクリックしてください。外部サイトにいきます。

外部サイトで手続き中、就業場所登録書を提出する場合がありますので、ここからダウンロードしてください。

移住支援金対象法人に係る登録申請

[就業場所登録書](#)

左記のサイトに
いきます。

ブラウザの「戻る」「更新」ボタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないでください。

必須 印は必須項目です。必ずご記入ください。

60分間通信がない（ページ移動がない）場合、タイムアウトとなり入力内容が破棄されます。ご記入に時間がかかる場合は一時保存をご利用ください。

山口県では、東京圏への一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的に、東京圏から山口県内に移住し、山口県が「移住支援金の支給対象として登録した法人等」に就業した方に対し、移住支援金を支給する事業を実施しています。

現在、当事業に係る登録を希望する法人等を募集していますので、ぜひご登録ください。

※申請にあたっては、山口県労働政策課ホームページ（参照URL）で要件等を確認のうえ、行ってください。

【登録までの流れ】

【登録までの流れ】を確認してください。

(1) 当システムから登録申請

※ハローワーク求人がない場合は、別途「就業場所登録書」の提出が必要です。

(2) 承認後、やまぐち移住就業マッチングサイト編集用「ID・仮PW」の送付

(3) やまぐち移住就業マッチングサイトにログインし「本PW」に変更

(4) 掲載する求人情報を入力（確認）後、申請

【やまぐち移住就業マッチングサイト】

URL : <https://yamaguchi-matching.com/>

■電子申請

【1】 団体・法人名 必須

(64文字まで)

【2】 団体・法人名(フリガナ) 必須

(全角カナ128文字まで)

【3】 本社所在地（郵便番号・住所） 必須

(9999文字まで)

〒

住所検索

【4】 法人番号 必須

【1】～【9】までは、法人様の情報を入力してください。

※「必須」となっている箇所は必ずご記入ください。

■電子申請

【10】国が定める共通要件(1) 必須

官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと

- ☐ 該当する
- ☐ 該当しない

【11】国が定める共通要件(2) 必須

資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと

- ☐ 該当する
- ☐ 該当しない

【12】国が定める共通要件(3) 必須

みなし大企業※でないこと（ただし、上記 国が定める共通要件(2)の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない）

※本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

- ☐ 該当する
- ☐ 該当しない

【10】～【16】まで、「国が定める共通要件」に該当するか記入してください。

※全て「該当する」場合のみ登録が可能です。

■電子申請

【17】 山口県が定める要件 必須

「やまぐち未来維新プラン」で設定している重点施策推進に資する法人
※「やまぐち未来維新プラン」は、県労働政策課HP（参照URL）に掲載

* 必須入力です。

「やまぐち未来維新プラン」で設定している重点施策推進に資する法人

- 1 産業におけるデジタル化の加速
- 2 航空機産業・宇宙ビジネスへの挑戦
- 3 水中次世代モビリティ関連産業の振興による新たなイノベーションの創出
- 4 2050年カーボンニュートラルへの挑戦
- 5 脱炭素社会の実現に貢献する環境・エネルギー関連産業イノベーションの創出
- 6 全国をリードする「水素先進県」の実現
- 7 健康長寿社会の実現に貢献する医療関連産業のイノベーションの創出
- 8 持続可能な地球環境の実現に貢献するバイオ関連産業イノベーションの創出
- 9 強みを伸ばす産業基盤の整備
- 10 戦略的な企業誘致の推進
- 11 経済成長をけん引する地域中核企業の創出・成長支援
- 12 地域の経済を支える中堅・中小企業の成長支援
- 13 商業の成長支援
- 14 「創業応援県やまぐち」の深化
- 15 持続可能な建設産業の構築

【17】は「やまぐち未来維新プラン」の項目に該当するものを選んでください。

ここをクリックすると選択タブが開けます。

ここから選択

「やまぐち未来維新プラン」の項目については、5ページの「登録対象法人の要件」をご確認ください。

■ 電子申請

【18】 その他

次の「移住支援金の支援対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項」に記載された内容について

【移住支援金の支援対象法人に係る登録の申請に関する誓約】

- 1 山口県移住支援事業・マッチング支援事業に関する報告及び立ち入り調査について、山口県及び山口県内の市町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じます。
- 3 山口県移住支援事業・マッチング支援事業の趣旨及び制度について、十分に理解し、移住支援金の対象となる就業者への説明や申請書類の作成等に協力します。
- 4 移住支援金を受給した就業者は、その市町から5年以内に転出した場合に返還義務が生じることを理解し、転勤・出向等について十分な配慮をします。
- 5 移住支援金の対象法人に係る登録申請等により、山口県が得た情報について、県内各市町及び山口しごとセンターに対して、本事業の目的な範囲内で共有することを了承します。

【18】は誓約内容になります。
1～5全てについて誓約していただきます。

☒ 誓約する

← 誓約していただける場合はこちらをクリック

☐ 誓約しない

■電子申請

【19】ハローワーク求人番号(1)

マッチングサイトに掲載する求人が、現在ハローワークに掲載している求人と同内容の場合は、記入してください。

※求人票を紙ベースやデータで提出する場合は山口しごとセンター（ijushien@joby.jp）へ直接送付してください。
(200文字まで)

【20】ハローワーク求人番号(2)

(200文字まで)

【21】ハローワーク求人番号(3)

(200文字まで)

【19】～【21】は、ハローワーク求人番号の登録となります。

※ハローワークに掲載中の同内容の求人を掲載する場合のみ記入してください。

■ 電子申請

【22】 就業場所登録書

※ハローワーク求人番号を入力しない場合には、「就業場所登録書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

また、ハローワーク求人が3件以上あり求人番号欄に入力しきれない場合や、就業場所が3か所以上ある場合等、別途「就業場所登録書」の追加提出をお願いする場合があります。

登録できるファイルのサイズは、10(MB) までです。

登録できるファイルの種類は、

Microsoft Excel文書(xls,xlsx), Adobe PDF文書(pdf), 画像ファイル(jpg, jpeg, gif, png)

です。

ファイルを選択してください。

選択

ここをクリックしてデータを保存してください。

【22】は、就業場所登録書の提出です。

※【19】～【21】において、ハローワーク求人番号を記入しない場合は、必ず提出してください。

就業場所登録書の様式は、8ページの電子申請の項目をご確認ください。

■電子申請

お問い合わせ

【制度・申請システムに関すること】

山口県産業労働部労働政策課
雇用・労働企画班
山口市滝町1-1
TEL 083-933-3254
FAX 083-933-3229

【マッチングサイトに関すること】

山口しごとセンター
山口市小郡令和1-1-1
TEL 083-976-1145
FAX 083-972-3880
E-MAIL ijushien@joby.jp

ご不明な点がございましたら、
こちらへお問い合わせください。

一時保存

確認

ここをクリックし、登録内容を確認します。

データを一時保存する場合はここをクリック

■電子申請

❗ まだ申請は完了していません。入力内容を確認し、よろしければ「送信」ボタンを押してください。

移住支援金対象法人に係る登録申請

山口県では、東京圏への一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的に、東京圏から山口県内に移住し、山口県が「移住支援金の支給等」に就業した方に対し、移住支援金を支給する事業を実施しています。

現在、当事業に係る登録を希望する法人等を募集していますので、ぜひご登録ください。

【マッチングサイトに関すること】

山口しごとセンター

山口市小郡高砂町 1 - 2 0

TEL 083-976-1145

FAX 083-972-3880

E-MAIL ijushien@joby.jp

☐ 受付確認メールに申請内容を記載する

送 信

◀ 入力し直す

登録内容を確認するページにいきますので、登録内容を確認してください。問題なければ、ページの最後の「送信」をクリック

内容に問題なければ、ここをクリックして申請完了です。

■紙媒体申請

紙媒体申請の場合

5 申請方法

電子申請の場合

[こちら](#)（電子申請サービスへのリンク）＜外部リンク＞にアクセスし、必要事項を入力後申請

【添付書類】

- 就業場所登録書（必要な場合）

紙媒体での申請の場合

以下の様式に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、山口しごとセンターへ提出

【添付書類】

- 就業場所登録書
- ハローワークに登録している求人票（やまぐち移住就業マッチングサイトに掲載を希望する求人がハローワークに登録している求人と同内容の場合）

【様式】

-  【様式】 マッチング支援事業に係る対象法人登録申請書（Excel：60KB）
-  【様式】 就業場所登録書（Excel：166KB）

※『就業場所登録書』は『登録申請書』と一緒に提出してください。

↓↓↓ 提出先 ↓↓↓

山口しごとセンター

住所：山口市小郡令和1-1-1 Kddi維新ホール 3F

Tel：083-976-1145

Fax：083-972-3880

E-Mail ijushien@joby.jp

紙媒体申請の場合はこちらをご確認ください。
※必要書類を作成の上、山口しごとセンターへメールにて提出をお願いします。



手続きは以上で終了です。
提出書類精査後、マッチングサイトに掲載
されます。

ご不明な点や何か確認したいこと
がありましたら、山口県労働政策
課または山口しごとセンターまで
問い合わせください。

■山口県労働政策課

083-933-3254

■山口しごとセンター

083-976-1145